

利根町教育委員会定例会会議録

令和元年 10 月 23 日 午後 3 時 00 分開会

1. 出席委員

教 育 長	海老澤 勤 君
教育長職務代理者	武 谷 昭 子 君
委 員	佐 藤 忠 信 君
委 員	石 井 豊 君
委 員	長 岡 純 子 君

1. 欠席委員

な し

1. 出席事務局職員

学校教育課長	青 木 正 道 君
指 導 室 長	直 井 由 貴 君
生涯学習課長	久保田 政 美 君
学校教育課長補佐	河 村 明 君
学校教育課長補佐	布 袋 哲 朗 君
生涯学習課長補佐	弓 削 紀 之 君
学校教育課主任	谷 茉 穂 君

1. 議 事 日 程

議 事 日 程

令和元年 10 月 23 日（水曜日）

午後 3 時 00 分開会

日程第 1 報告第 22 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（令和元年 9 月分）について

日程第 2 その他

利根町公民館の地方自治法施設への変更に対するパブリックコメントの意見について

利根町小学校統合基本方針について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 報告第 22 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（令和元年 9 月分）について

日程第 2 その他

利根町公民館の地方自治法施設への変更に対するパブリックコメントの意見について

利根町小学校統合基本方針について

午後 3 時 00 分開会

○教育長（海老澤 勤君） こんにちは。初めての教育委員会の進行なのですが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。

きょうは、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより令和元年 10 月の教育委員会定例会を開催いたします。

きょうご審議いただく議案は、報告 1 件でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 日程第 1, 報告第 22 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（令和元年 9 月分）についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） 皆様、ご苦労さまでございます。

それでは、報告第 22 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（令和元年 9 月分）についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 3 項及び利根町教育委員会事務委任規則第 4 条第 2 項の規定により報告するもので、5 件の申請がございました。全て承認をさせていただきますのでございます。

資料の別紙をご覧ください。

まず 1 件目でございますが、ひたち野モラロジー事務所が、令和元年 11 月 3 日（日）に「生涯学習セミナー」をイーアスつくば 2 階 A ホールにおきまして開催いたします。

目的・内容といたしましては、家庭をはじめ社会のさまざまな一因となっている人間の利己心を正しい知識と慈悲の心を育むことによって克服し、豊かな人生と社会の道德化を目指すことを目的に開催されるものでございます。

続きまして、2 件目でございますが、利根町桜づつみ保存会が、令和 2 年 3 月 8 日（日）に「利根町桜づつみ保存会講演会」を利根町公民館におきまして開催いたします。

目的・内容といたしましては、「人と桜をつなぐ」を演題にした講演会を開催することにより、利根町桜づつみの啓発活動を目的とするものでございます。

3 件目でございますが、一般財団法人 UNITED SPORTS FOUNDATION が、「USF SPORTS

CAMP IN RKU」を、令和2年1月11日（土）から13日（月）にかけて、流通経済大学龍ヶ崎キャンパスにおいて開催いたします。

目的・内容といたしましては、オリンピック・パラリンピックの種目の体験を通し、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの興味・関心を引き出すとともに、スポーツの楽しさ、すばらしさを見つけ、自分自身の能力や関心を見つけ出す機会を提供することを目的として開催いたします。

また、初対面の子ども間、異なる世代、国籍スタッフの人たちと交流することで、ソーシャルスキルの向上を図ることを目的としているものでございます。

4件目が、茨城県スポーツ少年団県南取手ブロック交流会が、令和元年11月23日（土）に「令和元年度茨城県スポーツ少年団取手ブロック交流会ヘルシーボール大会」を開催いたします。会場は、取手グリーンスポーツセンター第一体育館でございます。

目的といたしまして、ヘルシーボール大会を通じてスポーツ少年団の交流と親睦を図るというものでございます。対象といたしましては、利根町、取手市、守谷市、つくばみらい市の各スポーツ少年団の登録団員が対象となっております。

最後、5件目でございます。利根町バレーボール連盟が、令和元年11月10日（日）に「第36回利根町長杯バレーボール大会」を利根中学校体育館で行われます。

目的といたしまして、バレーボールを通じて健康、技術の向上、親睦、親交の充実を図るというもので、家庭婦人チームの方たちを対象に開催されるものでございます。

報告第22号の5件につきましての説明は、以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） ありがとうございます。

説明が終わりました。ご意見、ご質問ございますか。

○委員（石井 豊君） 今、説明いただきありがとうございます。

最初の3件ですけれども、対象者といえますか参加者の入場料はかかりますか。

それとあわせて、桜づつみ保存会については、これは誰が講演されるのか、わかっている範囲で結構ですので、お答えいただけませんかでしょうか。

○生涯学習課長（久保田正美君） 私のほうから説明をさせていただきます。

まず、日立モラロジー事務所の「生涯学習セミナー」ですが、こちらにつきましては、参加費は500円になっております。参加者につきましては、一般の方を対象ということでございまして、内容につきましては、「道徳はなぜ必要か」、「命のつながり」というセミナーを開催する予定ということでございます。

○指導室長（直井由貴君） イーアスつくばで行われるこのモラロジー大会には、私も参加することになっておりまして、参加者の多くは教職員ということで、ただいま久保田課長からありましたように、命の大切さ、道徳教育についての研修会ということでございます。

○委員（石井 豊君） この参加費の500円というのは、資料代ということですか。

○生涯学習課長（久保田正美君） 参加費とは別に、テキスト代ということで270円必要になります。テキストを持っている方につきましては、テキスト代は不要となっております。

ども、テキストを持っていない方は、当日、会場におきまして270円で購入していただくようになっているかなと思います。

続きまして、2点目の利根町桜つつみの講演会につきましては、入場料無料で対象者は特に指定はございません。

講師の方につきましては、和田博幸先生ということでございまして、こちらの方につきましては、公益財団法人日本花の会の主幹研究員、桜の再生請負人ということで、樹齢2,000年の桜をよみがえらせた達人の方の講演になっております。

講演会のほかに、アトラクションとして踊りや利根中学校吹奏楽部の演奏を予定し、現在調整をしているような状況でございます。

3点目のUSFスポーツキャンプにつきましては、県南取手ブロックのスポーツ少年団登録団員、小学校3年生から6年生までが対象となっているということでございまして、一応参加申し込み定員は60名となっております。

こちらの参加費につきましては、1万5,000円になります。2泊3日で、スポーツ全般について指導するようなものとなっております。

○教育長（海老澤 勤君） よろしいですか。

○委員（石井 豊君） はい。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） では、報告第22号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（令和元年9月分）につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 日程第2、その他。

利根町公民館の地方自治法施設への変更に対するパブリックコメントの意見についてご報告いたします。

内容につきましては、担当課から説明をさせます。よろしく申し上げます。

○生涯学習課長（久保田正美君） それでは、きょうお配りしました利根町パブリックコメント実施結果表について説明をさせていただきますが、最初に、今月10月5日に開催しました「いきいき茨城ゆめ国体 利根町ウオーキング大会」におきましては、18キロのロングコースが117名、7キロのショートコース381名、合計498名の参加のもと、おかげさまをもちまして天候にも恵まれ、無事に終了することができました。大変ありがとうございました。

それでは早速ですが、利根町公民館の地方自治法施設への変更に対しますパブリックコメントが10月8日で終了しております。提出されましたご意見について、町の考え方を取りまとめましたので、弓削補佐から報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○生涯学習課長補佐（弓削紀之君） よろしく申し上げます。

お手元に配付しました資料は3種類で、パブリックコメント実施結果表、条文確認用にパブリックコメント実施時に公表しました条例(案)と新旧対照表をお配りしております。では、パブリックコメントの実施結果表により説明させていただきます。

意見等の募集期間は、令和元年9月6日から10月8日までで、意見等の提出者数及び整理番号ということで、3名の方から20件のご意見が提出されました。ご意見の内容内訳としまして、施設の名称について2件、条例案の構成について9件、使用料の徴収について4件、職員配置について1件、協議会委員の任期等について3件、施設設備について1件の合計20件となっております。整理番号順に、提出されましたご意見と町の考えについてご説明いたします。

No.1, No.2は、条例第2条の名称についてのご意見です。

施設の名称として「協働学習館」、「利根町民活動センター」が良いというご意見がありました。これに対しましての町の考えですが、「名称につきましては、ご意見を参考に町民の皆様が親しまれるものにしたいと考えております。」としております。

No.3につきましては、「条例案第2条の後に、第3条として事業内容を明記すべき」とのご意見でした。これに対する考え方としましては、「第1条に設置目的を定めており、事業内容を定めることは考えておりません。設置目的に沿った事業を実施していきたいと考えております。」としております。

2ページをお願いします。2ページのNo.4、条例案第3条に対するご意見です。「もっとも効果的な運用」の「もっとも」が改正案では削除されているが、その意図は」とのご意見です。

考え方としましては、「条文の構成については、他の条例との整合を図って作成しております。」としております。

このパブリックコメントに提示した条例案につきましては、パブリックコメント募集前に総務課法制担当と協議打ち合わせをしておるところでございます。

No.5、条例案の第4条についてで、「所長その他必要な職員は、必ず配置すべきだと思う。また、その職員は、生涯学習事業等について適切に対応できる職員を配置すべき」とのご意見です。これに対しましては、「所長、その他の職員については、ご意見のとおりと考えます。職員の配置については、規則により定めてまいります。」としております。

3ページをお願いします。No.6とNo.7につきましては、条例案第5条第3項に対する同一のご意見となります。ご意見の内容は、現行、「教育委員会は、施設等の管理上、許可に条件を付すことができる」が、改正案では、「施設等」を削除したことに対する意見でございます。

これに対して町の考えとしては、「管理上、許可に付すことができる事項について、施設等の管理上だけではなく、施設運営全般を考慮し、条件を付すことができる。とご理解いただければと思います。」としております。

次、No.8につきましては、現行の第6条第1項について、「設置目的に反するとき」が改

正案で削除された理由についてのご意見です。これにつきましては、「設置目的に反するとき」は、曖昧な表現のため削除しました。また、施設使用については、公正、公平性を図り、文化活動等の場として、利用者の利便性の向上を図ってまいります。」としております。

No. 9, 条例案第7条に対してのご意見です。

ご意見の内容等につきましては、「使用料について別表及び備考で定めているが、使用料の割り増しについては重大なことなので、条文中、第7条に第2項を設けて、そこで提起するか、また、ただし書きで、第7条に定めたらどうかと」いうご意見です。

こちらのご意見に対しましては、「条文の構成については、他の条例と整合を図って作成しております。町民の皆様が文化活動等に使用する場合は、一定の基準を満たせば減免制度を活用するなど、低料金で利用していただくことが可能です。また、3倍の使用料については、営利を目的とした企業等の事業者が利用する場合、負担していただきたいと考えております。」としております。

次に、No. 10につきましては、条例案の別表（第7条関係）備考2の「町外者（龍ヶ崎市を除く。以下同じ）」について、文頭が「町外者」となっているので、「龍ヶ崎市」を「龍ヶ崎市民」としたほうが良いのではないか」というご意見です。こちらにつきましては、ご意見を尊重しまして、「町外者（龍ヶ崎市）」を「龍ヶ崎市民」に修正いたします。

次に、No. 11 から No. 14 までについてですが、No. 11 の前段は、No. 10 と同じ意見がありましたが、そのほかのご意見については、「営利目的に対する3倍の料金設定と、営利・非営利の判断基準が定められていなく曖昧である」との同一のご意見とみなして、町の考え方を作成いたしました。

町の考えとしまして、「3倍の使用料については、営利目的とした企業等の事業者が利用する場合、負担していただきたいと考えております。町民の皆様が文化活動等に使用する場合は、一定の基準を満たせば減免制度を活用するなど、低料金で利用していただくことが可能です。また、営利目的かそうでないかの判断については、別に基準を定めてまいります。」といたしました。

次、6ページお願いいたします。6ページのNo. 15, No. 16 は、条例案第8条の条文の構成についてのご意見です。こちらの構成の意見に対しましての町の考えですが、「条文の構成については、他の条例との整合を図って作成しております。」としております。

次、No. 17 から No. 19 までにつきましては、条例案第15条の運営協議会組織へのご意見です。委員数、委員の任期、再任による組織の硬直防止に対するものでございます。

こちらに対する町の考えとしまして、「協議会委員の人数や任期期間については、現在の生涯学習センター、図書館条例に準じて定めております。協議会組織の硬直化防止のため、多様な人材活用による活性化を図ってまいります。」といたしました。

7ページ、最後のNo. 20 ですが、その他、施設設備において、1件のご意見がございました。「防災対策として情報を得るため、Wi-Fi 設備を設置してほしい。」というものです。

これに対しましては、「避難施設として、災害時の通信、情報収集手段としてWi-Fi 設備

は有効と考えられます。関係課と検討したいと考えております。」としております。

パブリックコメント実施結果表については、以上でございます。

○生涯学習課長（久保田正美君） それでは、質問を受ける前に、私のほうから利根町公民館の地方自治法施設へ変更の今後の予定について、簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

今後の予定につきまして、11月6日に利根町役場組織の中の庁議において、今ご説明させていただきましたパブリックコメントの内容及び公民館の名称につきまして審議していただき、町部局を含めまして、パブリックコメントの内容、名称につきまして再度検討し、決定させていただきたいということで考えております。

また、その後、社会教育委員の皆様につきましても、パブリックコメントを提示しましてご意見をいただく予定でございます。

また、最終的には、皆様の同意を得た時点でパブリックコメントの実施結果をホームページに掲載しまして、公表ということで考えております。

11月の教育委員会定例会におきましては、パブリックコメントの意見を踏まえた条例案を議案として提出させていただきたいと考えておりますので、その際につきましては、慎重なご審議をお願いいたします。

本来であれば、11月の定例教育委員会の前に臨時の教育委員会を開催しまして、パブリックコメントの修正、内容について、本来であれば、ご審議をいただくようになるかなとは思いますが、時間の関係もあることから、11月の定例会においてはパブリックコメントの修正、また、修正しました条例案につきまして、一括してご説明したいということで考えておりますので、ご了承をお願いできればということでございます。

どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

私のほうから補足を含めまして、以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） きょうの資料の条例案と新旧対照表についての説明は、特にないのですか。

○生涯学習課長補佐（弓削紀之君） きょうのパブリックコメント実施結果表の説明の中で、条文確認のためにお配りしたものです。

○生涯学習課長（久保田正美君） 前回、パブリックコメントを実施する際に配らせていただいたものでございまして、きょう、パブリックコメント実施結果表をご説明する際に、あったほうが非常にわかりやすいのかなということで、改めまして添付をさせていただいております。

○教育長（海老澤 勤君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございますか。

○委員（佐藤忠信君） 先ほど説明をしていただきましたパブリックコメント実施結果表の4ページ、10番で「町外者（龍ヶ崎市）」を「龍ヶ崎市民」にするという説明ですが、これ

は、例えばよく龍ヶ崎市に勤務している者とか、通学している者とか、そういう方は特に対象にはならないのですか。

○生涯学習課長（久保田正美君） これは利根町と龍ヶ崎市で協定を結んでおりますので、龍ヶ崎市民が対象となります。

○委員（佐藤忠信君） わかりました。

○教育長（海老澤 勤君） よろしいですか。

そのほかございますか。

○教育長職務代理者（武谷昭子君） 利益目的も使用できるということですよ。どうということまでが利益目的になりますか。発表会とか、それとも何か販売するとかと、そういういろいろなもので利益を得るためにも提供できるということですか。

○生涯学習課長補佐（弓削紀之君） 今回の地方自治法施設に変更するのは、営利目的も使用できるということで、営利を目的とした事業者等による販売行為等も可能となります。そのような場合の使用料は、通常の使用料の3倍をいただくという考えでございます。

○教育長職務代理者（武谷昭子君） そうしますと、町会議員方が自分の意見、政策を発表したい場合は、前はできませんでしたよね。政治的なことも大丈夫ですか。

○生涯学習課長補佐（弓削紀之君） 今回の改正で政治利用も、一定の使用できない項目を設けた以外は、使用できるということになっております。

何が使用できないかといいますと、選挙期間中の個人を応援するような活動では使用できません。あと、金銭、寄附、政治絡みの寄附を集めるというような行為、活動は使用できません。政治、宗教等も使用は可能となりますが、一定の制限を設けていきたいと考えています。

○教育長職務代理者（武谷昭子君） わかりました。どうもありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

○委員（石井 豊君） このパブリックコメント実施結果表の意見に対する町の考え方につきましては、おおむね妥当な意見ではないかなと私個人は思っています。

ただ、町の考え方というのは、教育委員会でもんだ後、町部局とすり合わせをしたのか、その辺について教えていただきたいのが1点。

あと、最後、その他の施設設備で、「避難所として災害時の通信・情報収集手段としてWi-Fi 設備は有効と考えられます。関係課と検討したいと考えております。」となっておりますけれども、公民館だけが防災避難施設となっているわけではないので、このWi-Fi 設備をもし設置するとした場合は、「避難施設として」とあえて文言をつけるのであれば、その他の避難施設も全部設置することになり、つじつまも合うと思いますが、公民館だけの設置となった場合にはつじつまが合わなくなると思うのですが、その辺のところについても教えていただければなと思います。

○生涯学習課長（久保田正美君） 私のほうからご説明いたします。

本来であれば、今回、意見書について、きょう説明を申し上げて、後日意見に対する町の

考え方、現在では生涯学習課の考え方になっておりますが、説明をさせていただく予定でしたが、時間がかかり切迫しております、最初に町の考え方ということで、生涯学習課において作成したものを皆さんにお示ししまして、今後、庁議に向けて教育委員会でのご意見、庁議でのご意見について、修正をしたいと考えております。

先ほど石井委員のほうから話がありました各課、避難施設としてWi-Fi設置については、本来、総務課で対応することになるかと思いますが、公民館に対するパブリックコメントのご意見ですので、避難所として考えるのか、公民館だけとして考えるのか、その辺につきましては、庁議の席で関係各課と支障が出ないような形で内容の調整をしまして、最終的に完成したものを、11月の教育委員会定例会で、大変遅くなって申しわけないんですけども、お示したいということでございまして、あくまでも現時点では、生涯学習課の考え方ということで提示させております。

○委員（石井 豊君） わかりました。ありがとうございました。

○学校教育課長（青木正道君） そうしますと、今、石井委員のご意見や教育委員のご意見を町の考え方への反映はどうするのか。

久保田課長も、本来であれば教育委員会で意見を集約して庁議で諮る話でしたが、このまま庁議に報告するという事は、11月6日の庁議の時点では、町の考え方が生涯学習課の考え方だけになってしまうので、教育委員さんに一回審議してもらったものを6日の庁議に諮るのであれば、教育委員会においてもご審議をいただき提出しましたと生涯学習課からも言えると思うので、日にちがないにしても、何かご意見があれば、教育委員の皆さんから意見をいただいたほうが良いのかなと私は思いますがどうですか。

○委員（石井 豊君） 逆に提案ですけれども、6日の庁議に諮る前に、持ち帰らせてもらって、我々委員でそれぞれ考えて、久保田課長のほうに意見があれば提案をさせていただくという形ではいかがですか。

○生涯学習課長（久保田正美君） よろしいですかね。時間があまりありませんが、お忙しいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○教育長（海老澤 勤君） それでは、庁議が11月6日に予定されていますので、きょうの資料を持ち帰っていただいて、担当課で期限を区切って、ご意見を頂戴してということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ありがとうございました。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、利根町小学校統合基本方針（案）についてご説明いたします。

小学校統合基本方針（案）の内容につきましては、担当から説明をさせます。よろしくお願ひします。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、利根町小学校統合基本方針（案）の説明につき

まして、布袋課長補佐より、説明を申し上げます。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） それでは、利根町小学校統合基本方針（案）についてご説明いたします。まず初めに、こちらの答申書の写しのほうから簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

こちらが、平成30年10月12日に利根町小中学校適正配置等調査検討委員会からの答申書でございます。

2ページをお願いいたします。諮問事項1、小中学校の適正規模・適正配置に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的な方策の調査検討について、3ページ諮問事項2、小中一貫教育に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的な方策の調査について、平成30年1月31日に第1回の調査検討委員会を開きまして、全部で9回開催し、検討していただきました。

「基本的な方針について」ということで、「子ども同士が人と人との関りの中で切磋琢磨することや多様な人間関係を築くことによって、豊かな人間性を育成し、社会の変化に柔軟に対応できる人材育成に繋がる集団形成、つまり国・県が示すとおり、小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上の12学級以上が利根町において適正規模であるというふうな形で判断をいただきました。」との答申をいただきました。

その「具体的な方策」につきましては、真ん中あたりですが、「教育委員会の試算では、文小学校の児童数は、平成34年度に100名を下回り、平成35年度は入学予定者が4名となり、平成36年度には、複式学級となる可能性が高くなる見込みであります。同一学年の中でクラス替えができる適正規模の学校を構築するためには、小学校3校を1校に統合することが望ましいという結論に達しました。」という具体的な方策の答申をいただいております。

統合場所につきましては、「学校施設の状況から、平成28年度に大規模改修工事が完了しております布川小学校の統合が望ましく」、統合時期につきましては、「小学校の統合時期が遅ければ、適正規模・適正配置の意味が希薄化する恐れがあるということで、平成35年度を目途に統合することが望ましい。」という答申をいただいております。

次のページの諮問事項2、「小中一貫教育に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的な方策の調査検討について」の具体的な方策で、「小中一貫教育については、教育効果の高い施設一体型、施設隣接型の小中一貫教育を目指すべきと考えますが、現状の小中学校施設の整備状況等から考慮すると小学校1校、中学校1校の分離型の小中一貫型小学校・中学校が望ましい。」との答申をいただいております。

ただ、小中一貫教育の導入の時期については、「子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する小学校の統合が最優先の課題であり、子どもたちが新たな教育環境に適応し、新しい人間関係を構築するには、小学校統合後、相応の時間が必要と思われるので、特に配慮が必要と考えます。」ということで、ご意見をいただいております。

次の5ページをお願いいたします。

こちらでは、「具体的な方策に対する付帯意見」ということで、いろいろな意見をいただいております。その中の丸の二つ目です。

「教育委員会で策定する小中学校適正規模・適正配置等の方針の作成にあたっては、保護者や教職員にアンケートを実施するなど当事者及び関係者の意向を十分に把握し決定すること。」という付帯意見をいただいております。

また、6ページを見ていただきますと、丸の下から二つ目です。

「小学校の適正規模・適正配置等を進めるに当たっては、保護者・地域住民に対し説明会を開催するなど、地域住民の方々とともに今後の学校づくりを進めること。」というご意見をいただいております。この辺のご意見も踏まえまして、今回、利根町小学校統合基本方針（案）を作成いたしました。

あともう一つの資料、「小学校統合に関するアンケート」の写しを見ていただきたいと思っております。

こちら、先ほどご説明いたしました、「具体的方策に対する付帯意見」でご意見をいただき、ことしの6月にアンケート調査を実施いたしました。こちらは、小学校の保護者用ということで、3ページをご覧ください。こちらに調査検討委員会の答申概要を載せております。まず、こちらを読んでいただいてからアンケートに回答していただくという形式をとりました。

実際の具体的な設問になりますが、5ページをお開きください。「小学校の統合についてお聞きします。」ということで、問4で、「平成35年4月1日を目途に、小学校3校を1校に統合することについて、あなたはどのように思いますか。」という設問とさせていただきます。

「良いと思う」、「やむを得ないと思う」という方は、問5に進んでいただきまして、「わからない」という方は、次のページの間8へ、「統合しないほうが良い」という方は、問7へ進むようになっております。

問4で、「①良いと思う」、「②やむを得ないと思う」を選択された方につきましては、問5で「答申書では布川小学校に統合するとしていますが、統合先は布川小学校で良いと思いますか。」という設問をさせていただきます。選択肢は、「良いと思う」、「やむを得ないと思う」、「わからない」、「別の学校が良い」としてあります。

「別の学校が良い」を選択した方は、問6に行きまして、「どこの学校が良いと思いますか。その理由をお聞かせください。」ということで、学校名、理由を書いていただくような設問になっております。

問7では、先ほど問4で「統合しないほうが良い」と答えた方に、「統合しないほうが良いという具体的な理由をお聞かせください。」としてあります。

次のページでは、「現在の通学方法等についてお聞きします。」ということで、スクールバスを運行する関係で、今後の参考にさせていただくため、現状で、徒歩通学しているのか、スクールバスを利用しているのか、学校まで何キロぐらいあるのか、どのぐらいの時間かか

のかというアンケートを実施させていただいております。こちらの結果も踏まえまして、小学校統合基本方針（案）を策定しております。

小学校統合基本方針（案）につきましては、全部について説明する時間はありませんので、持ち帰っていただけていただければと思います。

1枚めくっていただきますと、「はじめに」ということで、一番下になります。「次世代を担う子どもたちに、より良い教育環境を提供していくために、調査検討委員会からの答申を尊重し、利根町小学校統合基本方針を策定いたしました。」とさせていただきます。

次のページをめくっていただきますと、「目次」、1ページが「Ⅰ 小学校統合基本方針策定及び推進の流れ」で、年度ごとにフロー図を載せております。

2ページは、「Ⅱ 町の人口及び児童生徒の推移」ということで、こちらは、児童生徒の推移をグラフにしております。こちらの数字は、調査検討委員会で検討しているときの数字と若干異なりますので、平成31年度までが実数ですが、令和2年度からは推計になります。申し訳ありませんが、次回、ここは訂正をさせていただきます。

7ページ、「Ⅲ 小中学校適正規模の考え方」についてということ、国や県の方針等の考え方を主に載せているところです。

9ページ、「Ⅳ 学校規模の状況」ということで、現在の利根町の学校規模の状況載せております。令和元年度につきましては、6学級が文小学校、7から11学級が文間小学校と布川小学校になります。括弧は普通学級の学級数になります。

令和6年度、2024年には、文小学校で4学級、文間小学校で6学級、布川小学校で7学級という推計をしております。

中学校につきましては、令和元年度は9学級、令和6年度が8学級で、小規模校にはなっていますが、中学校は1校しかないということで、しょうがないのかなというふうに思っております。

11ページ、「Ⅴ 教育委員会における学校規模適正化の検討」で、こちらのは教育委員会、調査検討委員会で検討してきた内容を、設置から審議の経過をまとめさせていただきました。

最初が、平成29年11月22日、利根町総合教育会議におきまして、「将来に向けての小中学校適正規模・適正配置等について」ということで、ここで町長と教育委員会とでお話をさせていただきますまして、附属機関を立ち上げるということになりました。

12月25日に利根町教育委員会定例会で、利根町小中学校適正配置等調査検討委員会設置要綱の承認をいただきました。

実際に諮問をさせていただいた諮問内容、調査検討委員会委員等についてご承認をいただいたのが、平成30年1月30日で、翌31日に第1回の調査検討委員会を開催して、10名の方に委嘱しております。

それから、第9回まで検討をしていただきまして、10月12日に答申書を提出していただきました。

13 ページ、「VI 小学校統合に関するアンケートの調査結果」ということで、未就学児の保護者 226 名、小学生の保護者 477 名、教職員 106 名にアンケートを実施、「票本数」というところになります。

実施時期が、6 月 10 日（月）から 6 月 21 日（金）までの間にアンケート調査を実施しております。

14 ページをお願いいたします。こちらにアンケート調査の項目、保護者と教職員では若干違う内容になっております。小学校統合の部分の設問は全て同じになっております。

教職員の設問には、今後の統合後の教育に関係してきますので、学校教育、連携教育について、アンケートに答えていただいております。

回収結果ですが、未就学児の保護者 226 人に対しまして、回収が 182 人ということで 80.53%、小学生の保護者 477 人に対し、回収が 415 人ということで 87%、教職員が 106 人に対しまして、回収が 78 人ということで、73.58%、回収数の合計が 675 人で、83.44%という回収率になっております。

教職員の回収率が低いのですけれども、いろいろと教育の立場から言えないことや異動等もあるので、遠慮された部分があるのではというふうに伺っておりますので、この部分につきましては、議会への説明時においても議員の方からも質問がありましたが、そういうことでご理解いただければと思います。

15 ページ一番下の問 4、「令和 5 年 4 月 1 日を目途に、小学校 3 校を 1 校に統合することについて、どう思いますか。」との設問で、未就学児の保護者、「良いと思う」方が 92 名、「やむを得ない」247 名、「わからない」27 名、「統合しないほうが良い」25 名、未回答が 24 名です。

小学生と教職員の人数につきましては、見ていただければと思います。

合計しますと、全体で 153 人の方が「良いと思う」、409 名の方が「やむを得ないと思う」となっておりまして、14 ページのところですが、約 80%を超える方が、統合について「良いと思う」、または「やむを得ないと思う」という回答をいただいております。

布川小学校への統合につきましては、「良いと思う」「やむを得ないと思う」という方が 70.7%、小学生の保護者が 70.5%、教職員が 60.6%で、約 7 割の方が布川小学校への統合について賛成をしていただいております。

次の 16 ページになりますが、「別の学校が良い」という方もいらっしゃいまして、問 6 で、文小学校と答えた方が 63 名、文間小学校が 11 名、新設校が 6 名、その他小中一貫校、別の場所とお答えした方が 7 名いらっしゃいました。

別の学校を選んだ多くの方は、文小学校で、この間の国体でも使用しましたが、目の前に大きい駐車場ができて、また、近くに公民館、図書館があるということで、教育環境としては非常に場所的には良いというような意見が大半でした。

布川小学校では、保護者の駐車場が確保できないのではということをご心配して、授業参観に参加できないのであれば文小学校の方が良いというようなご意見もあり、統合する際に

は駐車場も整備する予定ですが、アンケートにはその内容までの記載はないので、そのような意見が多く聞かれました。

18 ページ, 19 ページには, 小学校統合に関するご意見・ご要望ということで, まとめて記載をさせていただいております。

20 ページ, 「Ⅶ 小学校統合(学校規模適正化)に関するシミュレーション」になります。

こちらは各学校へ統合する場合のシミュレーションということで, 検討をさせていただいた内容が載っております。

文小学校をちょっと読みますと, 「他校と比べ, 学区内における児童数の推移が最も減少し, 全学年1学級で小規模校に位置づけられています。近い将来, 複式学級を有する過少規模となることが予測され, 統合の検討が必要となります。周辺には, 図書館, 公民館があり, 環境面がよく, また, 公民館の駐車場を使用できるなどの利点もあります。小学校を統合した場合, 施設受け入れ面の観点では, 校舎の一部を改修(大規模改修)する必要があります。また, 校庭が狭小であることから, 教育環境面で他校より劣り, 存続校とするためには, 財政負担が大きいと考えます。」ということで検討をさせていただきました。

文間小学校のほうも同じような理由になりますが, 既存の校舎は小規模であること, 校庭が狭小であること, 接続道路の幅員が狭いことなど, 同じように財政負担が大きという検討結果になります。

布川小学校については, 「学区内における児童数は, 他校と比較すると最も多い状況ではありますが, 現時点において10学級と他校と同様に小規模校に区分されます。児童数の推移はゆるやかではありますが減少傾向となっており, 近い将来1学年1学級となることが予測されます。小学校を統合した場合の施設受入面の観点では, 既存校舎の大規模改修を平成28年度に完了しており, 教育環境が最も整っている学校と言えます。また, 校庭が広く児童が伸びやかに学校生活を営めるなど他校と比較すると最も存続校に適していると考えます。しかしながら, 学校行事等保護者駐車場, スクールバス等の駐車場などの整備や利根川に近いことによる洪水時の避難計画の確立などが必要と考えます。」という検討結果とさせていただいて, 次の21ページ, 「Ⅷ 小学校統合(学校規模適正化)に関する基本的な考え方」をまとめ, こちらが方針となっております。

「1 小学校統合の基本的な考え方」ということで, 「調査検討委員会の答申及び小学校統合に関するアンケート結果を踏まえ, 小学校3校を布川小学校へ統合することを目指す。」という方針にさせていただきたいと思っております。

「現在, 全小学校24学級中, 半数となる12学級でクラス替えができない状況であり, 人口推計では近い将来, 複式学級を有する過小規模校となる学校も予測され, 小学校統合は, 避けられない状況と考えます。「Ⅵ 小学校統合に対するアンケート調査結果」において, 約83%の方が調査検討委員会の答申のとおり小学校の統合について賛成しており, また, そのうちの約69%の方が統合場所として「布川小学校」で「良いと思う」または「やむを得ない」とご理解をいただいたものと考えております。新設校の建設については, 財政面から

現実的ではなく、既存の学校施設を考慮すると布川小学校が最も存続校に適しており、布川小学校に統合する方向で進めていきます。」とさせていただきます。

「2 小学校統合時期の基本的な考え方」ということで、「調査検討委員会の答申及び小学校統合に関するアンケート結果を踏まえ、令和5年（2023年）4月1日の統合を目指す。」とし、「小学校統合の時期については、調査検討委員会の答申にもあるように、急激な人口減少が進んでおり、少子化にも拍車がかかっている中、統合の時期が遅れば、同一学年の中でクラス替えができる適正規模の目的が希薄化し、また、文小学校が複式学級になる前に実現するためにも、令和5年（2023年）4月1日の統合を目指していきます。」とさせていただきます。

「3 今後の小学校統合の進め方」ということで、「学校の統廃合は、児童や地域住民にも大きな影響を及ぼすことから、保護者、地域住民の合意を前提として進めます。」とし、「答申書の中の「具体的方策に対する附帯意見」及び「小学校統合に関するアンケート」での要望等にもあるように、駐車場の整備やスクールバスの運行、また、学校の統廃合は、児童や地域住民にも大きな影響を及ぼすことから、保護者、地域住民の合意を前提として進めていきます。」というように、教育委員会の方針とさせていただきます。と思っております。

22 ページ、「IX 小学校統合（学校規模適正化）に向けたスケジュール」ということで、「1 小学校統合を進めるにあたっての留意事項」ということで、「児童への配慮」、「通学への配慮」、「地域への配慮」、「統合後の学校施設」、「その他」ということで、この辺を配慮して進めていきたいというふうに考えております。

次のページの「2 小学校統合に向けたスケジュール」ということで、令和元年度から令和5年度までのスケジュールをまとめ、統合に向けてこのスケジュールで進めていきたいと思っております。

最後になりますが24ページ、「X その他」ということで、「1 小中一貫教育の導入の検討」ということで、先ほどの答申書でもちょっとお話をさせていただきましたが、まずは小学校統合を優先し、最後の段落で、「今後も、小・中学校間の連携の取り組みの一層の充実を図るとともに、本町の子どもたちに義務教育9年間を通して最適な学びを実現するため、学年の発達の特色を十分に分析し、弾力的な教育課程を編成し、そこに様々な工夫を凝らして教育成果を上げる小中一貫教育について、引き続き検討していきます。」といたしました。

すぐに導入しますという文言ではなくて、あくまでも統合を先に実現させ、その後に小中一貫教育を目指していくということで、小中連携は既に行っておりますので、いずれは小中一貫教育を目指すことになると思いますが、早ければ早いほうが良いのでしょうかけれども、そういう方向で、教育委員会の方針とさせていただきます。と思ひまして、説明をさせていただきました。

これをきょう細部に至るまで全部、口頭で説明することもできませんので、一度持ち帰っていただきまして、誤字脱字等もあると思ひますし、言い回し等についても直した方が良い箇所もあると思ひますので、次回の教育委員会でご意見をいただければありがたいと思ひ

ます。

その後、町長との総合教育会議に、教育委員会でまとめました「利根町小学校統合基本方針（案）」を総合教育会議に提出させていただいて、そこでご意見をいただき、承認をいただければ、その後、パブリックコメントを実施し、正式に決定するという流れでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

簡単ですが、説明のほうは以上です。

○教育長（海老澤 勤君） ありがとうございます。

利根町小学校統合基本方針案の説明でした。

ご意見、ご質問などありましたら、お願いします。

○学校教育課長（青木正道君） 今の資料の 23 ページをお開きいただきたいと思っております。今後のスケジュールということでございます。

今、布袋補佐のほうから説明がございましたとおり、お持ち帰りいただきまして、次回 11 月の教育委員会の際に、皆様からご意見をいただこうと思っております。その意見を持ちまして、町の教育総合会議を開かせていただき、また、そこでご意見をいただきたいと考えています。

総合教育会議でご承認をいただいた時点でパブリックコメントを行うとともに、町の議員さんたちへ説明させていただき、来年の 3 月を目途に完成させ、公表し、次年度からは、次のステップに進むということで、今年度いっぱいをかけて作り上げようということ考えておりますので、内容はかなり多いのですが、お持ち帰りいただき、ご意見等を次回の教育委員会でいただければと思います。よろしくお願いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 23 ページの小学校統合に向けたスケジュールに、括弧書きで総合教育会議、教育委員会 2 カ所ありますが、総合教育会議等が 2 回あるという解釈でよろしいですか。

○学校教育課長（青木正道君） 会議の流れ、ご意見等よりも、2 回程度は必要と思っております。

○教育長（海老澤 勤君） では、町長部局との話し合いで回数が決まってくるということですか。

○学校教育課長（青木正道君） そうなります。町長と町長部局、また、教育長、教育委員、教育委員会事務局が出席し、いろいろとご意見が出てくると思っております。

○教育長（海老澤 勤君） 今回、10 月の教育委員会で統合基本方針（案）が提出されたので、委員さんに持ち帰っていただき、もう一度 11 月の教育委員会で検討するということですね。そこで教育委員会の中で、総合教育会議に提案する統合基本方針（案）を決定させるということですね。

○学校教育課長（青木正道君） はい。よろしくお願いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 子どもたちだけでなく、町民にもかかわる大きな事案だと思いますので、慎重に進めるようにしたいと思います。

何かご質問等あれば、お願いします。

○委員（長岡純子君） 施設のことに関係することですが、統合は4、5年先ですよ。そのときに、身体障害者の子どもたちが、本来であれば養護学校、専門的に教育してもらったほうが良いというような人も、親の希望で普通学級に入りたいという人が今かなりいると思います。

そのときに、例えばすごい重度の方でも普通学級に来たいという方が来た場合は、エレベーターなどを設置が必要となると思いますが、どうする予定ですか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 統合するときには、そういう方も受け入れ可能とするために、エレベーターの設置等は検討しておりまして、設置したいと思っております。

○委員（長岡純子君） わかりました。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

○委員（佐藤忠信君） 小学校統合に関するアンケートの4ページ、表4で布川小学校に統合したら場合、15教室とありまして、予測としては、平成35年、17教室必要ということで、足りない2教室はうまくやりくりできそうですか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 布川法学校には、今、ランチルームがありまして、そこを普通教室に改修することが可能ですが、そうすると、ランチルームみたいな、集まる教室がなくなってしまうので、エレベーターを設置するとき、エレベーターの前にホールか何かをつくるのか、もしくは、タブレットを導入し、パソコン教室がいらなくなれば、そちらのほうをランチルームにするのか、今後、統合に向けて検討していきたいと思っております。

○委員（佐藤忠信君） わかりました。

○委員（長岡純子君） ついでに済みません。もう1点よろしいですか。

○教育長（海老澤 勤君） はい。

○委員（長岡純子君） 布川小学校は、職員室が2階で、当時は、何も事件がないようなときにできたので、2階でも大丈夫だったと思うのですが、校庭全体が見えるということもあるかもしれませんが、今は不審者とか何かそういう人が多いので、職員室は1階が良いのではないかなと私は思うのですがどうなのでしょう。

2階だと、何かあったときに先生方がすぐに対応、子どもたちを守れないのではないかなと思います。

○委員（佐藤忠信君） 私は2階の方が良いと思っていて、それはなぜかという、統合基本方針の中にもあるように、洪水とか利根川が決壊したときのことを考えると、1階は浸水した場合に、職員室が使えなくなってしまいます。学校の機能は職員室に集中していると思うので、2階にあったほうが良いとおもっていますが、防犯上はやはり下にあったほうが良いですか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 防犯カメラにつきましては、各小中学校に設置されています。今、洪水の話が出ましたのでお話いたしますと、アンケート調査におきましても、

利根町の洪水ハザードマップがちょうど各地区に回った後で、布川小学校だと浸水して不安だという声があるのですが、布川小学校で作っていただきました洪水時の避難計画ですが、布川小学校から高台の旧布川小学校、今の日本ウェルネススポーツ大学まで歩いて避難するというのは、子どもも小さいですし、人数も多く、土砂災害なども考えますと、逆に危険だと思うので、基本的には垂直避難ということで、3階に逃げていただくという避難計画をつくっていただきました。

ですので、利根川が万が一決壊した場合には、1日2日、水が引かないというのはあるかとは思いますが、どこかに移動するよりは、垂直に避難したほうが一番安全なのかなと思っています。雨が降り、濡れて凍えたりとかというのもなくなるとしますので、基本的には垂直避難ということでお願いをしています。

垂直避難をした場合の非常食等につきましては、また今後検討し、配備したいと考えています。

○教育長（海老澤 勤君） 一つ聞いていいですか。今、アンケート調査は回収して、どこにありますか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 学校教育課の事務室で保管しております。

○教育長（海老澤 勤君） 18ページ19ページに、小学校の統合に関するご意見、ご要望というのが黒丸で記載されていますが、複数意見、つまり同じような意見で多数上がっているものと、1件だけの意見とあると思うので、そういった区別など、もし可能であれば、意見が多かったものを二重丸にするとか区分してもらえますか。

何人いたというところまでは必要ないとは思いますが、区分することにより町民の考えをより反映しやすいかなという感じがします。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） わかりました。再度確認し、黒丸と二重丸で区別いたします。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

○教育長職務代理人（武谷昭子君） 今、小学校の統合のことで精いっぱいだと思いますが、統合された後の児童クラブはどうされるよていでしょうか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 児童クラブにつきましては、布川小学校と文間小学校は、空き教室ではなく別の建物になっています。文間小学校の児童はバス通学になると思いますので、児童クラブに通っている児童は、最後、文間小学校の児童クラブで下ろそうかと思っています。

文小学校も同じで、スクールバスを利用している場合は、文小学校にスクールバスで降ろして、今の児童クラブを使っていたらどうかとは思っています。

そうしないと、布川小学校の児童クラブだけですと、定員が40人ですので、ほとんどが待機児童になってしまうので、スクールバスを運行することになるので、ご自宅の近くのほうがお迎えなど多分良いのかなと思っています。

○教育長職務代理人（武谷昭子君） どちらにしてもお迎えというのはあって大変ですね。

そうすると、できれば自分の家の近くというのが良いと思います。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） そうですね。今、土曜日も児童クラブを運営しているので、布川小学校まで来るのは大変なので、文間地区の児童は文間小学校の児童クラブへ通った方が良いのかなと思いますので、今のところは、今の児童クラブも活用させていただいて運営していてももらいたいと思っています。

○教育長職務代理人（武谷昭子君） わかりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかありませんか。

○学校教育課長（青木正道君） 今いろいろご意見いただきまして、3月までにこの小学校統合基本方針で統合先等を決めていただくわけですけれども、その後は、今ご意見あったような児童クラブの問題ですとか、廃校になる学校の利活用なども、あわせてやはり考えていただかないと、新しい学校は布川小学校になりました。廃校になる二つの学校については後で考えますでは、現在の旧東文間小学校のようなになってしまいますので、その辺は議員さんからも、統合する学校以外の廃校の利活用については、町民の皆さんの意見を聞いて検討してほしいということも言われておりますので、その辺につきましても、委員の皆様からもいろいろご意見をいただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。以上です。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、なければ、令和元年10月の教育委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後4時35分閉会